

平成23年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

平成23年9月9日(金)

午後2時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第29号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第30号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第31号 平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第32号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第33号 永平寺町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第34号 町道の路線廃止について
- 第 7 議案第35号 町道の路線認定について
- 第 8 諮問第 3号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 発議第 4号 消防署統合推進特別委員会の設置について
- 第10 議案第36号 こしの国広域事務組合議会議員の補欠選挙について
- 第11 発議第 5号 福島第一原発事故を踏まえた県内原発の安全対策にかかる意見書について
- 第12 発議第 6号 福島第一原発事故を踏まえた安全対策にかかる意見書の提出について
- 第13 陳情第 3号 ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等について意見書提出を求める陳情について
- 第14 議案第37号 閉会中の継続審査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第29号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第30号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第31号 平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算に

ついて

- 第 4 議案第 3 2 号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 3 3 号 永平寺町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 3 4 号 町道の路線廃止について
- 第 7 議案第 3 5 号 町道の路線認定について
- 第 8 諮問第 3 号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 発議第 4 号 消防署統合推進特別委員会の設置について
- 第 1 0 こしの国広域事務組合議会議員の補欠選挙について
- 第 1 1 発議第 5 号 福島第一原発事故を踏まえた県内原発の安全対策にかか
る意見書について
- 第 1 2 発議第 6 号 福島第一原発事故を踏まえた安全対策にかかる意見書の
提出について
- 第 1 3 陳情第 3 号 ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等について意見書提
出を求める陳情について
- 追加日程第 1 発議第 7 号
ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等についての意見書
の提出について
- 第 1 4 閉会中の継続審査の申出

3 出席議員（17名）

- 1 番 小 畑 傳 君
- 2 番 滝 波 登喜男 君
- 3 番 金 元 直 栄 君
- 4 番 齋 藤 則 男 君
- 5 番 長 岡 千恵子 君
- 6 番 原 田 武 紀 君
- 7 番 川 治 孝 行 君
- 8 番 川 崎 直 文 君
- 9 番 多 田 憲 治 君
- 1 0 番 上 坂 久 則 君
- 1 1 番 長谷川 治 人 君

- 13番 松川正樹君
 14番 渡邊善春君
 15番 伊藤博夫君
 16番 上田誠君
 17番 酒井要君
 18番 河合永充君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
教育	長	青山慶行君
消防	長	中村勘太郎君
総務課	長	布目洋一君
企画財政課	長	山村岩夫君
会計課	長	立花紀子君
監理課	長	南部顕浩君
税務課	長	山田和郎君
住民生活課	長	市岡栄二君
環境課	長	勝見隆一君
福祉保健課	長	岡本栄一君
子育て支援課	長	伊藤悦子君
農林課	長	小林良一君
商工観光課	長	酒井圭治君
建設課	長	山下誠君
上水道課	長	山本清美君
下水道課	長	清水満君
健康福祉施設整備室	長	山田幸稔君
永平寺支所	長	椛山勇君
上志比支所	長	茶谷重敏君
学校教育課	長	末永正見君

生涯学習課長 長谷川 伸 君

6 会議のために出席した職員

議会事務局長 南部 辰 夫 君

書 記 山 田 孝 明 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午後 2時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） 一言ごあいさつ申し上げます。

各議員におかれましてはご参集をいただき、ここに11日目の議事が開会できますこと心から厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました方には、本町議会の運営等につき関心を持たれていますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際には傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、地球温暖化防止対策として省エネのため、国、県で取り組みを行っている夏のエコスタイル期間に伴い、本町においても議会開催中の服装はノーネクタイ、ノー上着で臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第29号 平成23年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第30号 平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第3 議案第31号 平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算について～

○議長（河合永充君） 日程第1、議案第29号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第3、承認第3号、議案第31号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算についてまでの3件を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号から議案第31号までの3件を一括議題とすることに決定しました。

本件は、去る平成23年8月30日、予算特別委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されてお

ります。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

4番、齋藤君。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 予算特別委員長として予算特別委員会の審査報告をいたします。

去る8月30日、当委員会に付託されました3件の補正予算案について、9月7日に委員会を開催し、慎重に審議し審査をいたしました。その結果、議案第29号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算、議案第30号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算、議案第31号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算、以上3件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

歳入歳出総額3億6,409万円を増額する平成23年度永平寺町一般会計補正予算の主なものは、総務費で公金収納システムの改修委託料、普通交付税の額の確定による財政調整基金への積み立て、県のふるさと地域の元気再生支援事業を活用した支援事業、災害に備えて、自主防災組織にハンドメガホンの配備、民生費では、地域支え合い体制づくり事業を活用した取り組み、健康福祉施設の整備での施設の実施設計、敷地造成工事、源泉設備工事の費用等、衛生費では、住宅用太陽発電設備補助の追加、農林費では、林道上浄法寺線の災害復旧工事費、商工費では、越前加賀宗教文化街道推進協議会の負担金を追加、土木費では、松岡河川公園のマレットゴルフ場を公認コースにするための経費と町内2カ所の公園の遊具等の修繕費の増額、消防費では、東日本大震災に伴い消防団員公務災害補償組合への負担金の増額、教育費では、志比小、志比南小体育館の耐震補強工事のため体育授業用のバス借り上げ、上志比中の時計の修繕費等である。

また、介護保険特別会計では、介護予防事業の確定に伴う交付金の清算や一般会計との予算の組み替え。

簡易水道事業特別会計では、志比浄水場の屋根の修繕の費用の補正が主な内容であった。

個別の意見として、防災用ハンドメガホンの管理はどうか、地方交付税の確定による繰越金などを含めた予算総計が平成22年より上回るようになるのか。中山間地域の定義はどこにあるのか。コンビニでの収納についてどこのコンビニでもできるのか。要支援者世帯マップ作成について区長さんにお問い合わせいただければどうか。老人世帯とかひとり暮らしの名簿を民生委員さんに示すことができない

ものか。マレットゴルフ場を公認コースにすることによりさらなる整備が必要になるのか、また利用制限があるのか。太陽光発電の補助金、申込者がふえた場合、今後も補正をするのか。そのほか、特に健康福祉施設整備関係では本予算以外での意見が集中した。

特別会計では、介護保険事業の横出し事業により保険料の負担増をどう考えるかなどの質疑があった。

今回提出された補正予算の審議の中で、一部について理事者側の説明の不足、手順の不手際が見受けられた。議会としては甚だ遺憾ではあるが、総体的に判断してこれを了承した。今後、事前説明等怠りなく、万全を期するよう、委員会として申し添えておきます。

また、健康福祉施設整備事業については議論が集中した。今後の事業の遂行については、温泉利活用特別委員会が設置されているので、その都度委員会において進捗状況を説明し協議され、理解を求め実施されるよう、あわせて申し添えておきます。

以上、審査中における各委員の意見等の意図するところを十分認識され、真に町民のための町政推進に努力されんことをお願いし、審査報告といたします。

○議長（河合永充君） これより日程第1、議案第29号から日程第3、議案第31号までの3件について、1件ごとに行います。

まず、日程第1、議案第29号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についての件を行います。

これより委員長報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 委員会で賛成多数で補正予算が可決されたのは私も知っていますし、私も参加していました。今の委員長報告の中で、例えば委員会として附帯事項として申し述べられた点等について異論があるわけではございません。

ただ、その状況の中で総体的に判断して可決したということですが、その点で委員長さんにお尋ねしたいのはこの補正予算で3点であります。

1つは、議論にもなっていましたが、いわゆる今回、温泉施設の問題でいいますと、デザインの問題と優先権を得た業者の示しているデザイン、これは円形ですが、それらについて委員長としては率直にどう思われるのか。委員長自身の声を聞いたことがないので、報告の中で触れていなかったこともありますしお聞き

したい。

2つ目は、これまで町民に温泉施設の指定管理料については約束してきた金額等がありました。これらの金額とは大きい隔たりがあると私は思っているんですが、その点について委員長は審議の中でどう感じてきたか。2つ目ですね。

3つ目は、この優先交渉権を決めるプロポーザル方式での業者選定のことですが、論議の中でもやはり決め方の不自然さはあったのではないかと私は思っています。それが漏れ聞こえてきているところからお聞きしたいんですが、特にプロポーザル方式というのは本町でも私の経験では初めてのことであり、もっと本当に研究の上、研究をして、こういうことでやるなら進めるべきではなかったかと私は思っているんですが、それが不備につながっている点もある。

本来、入札にかわる制度というのは、単純に恣意の個々人の考えがそこに反映されるという、一たん決められたことに対してさらに反映されるというのはおかしい制度ですから、それらも含めてどうお考えになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 金元議員にお答えをさせていただきます。

本来ならば委員長の個人的意見というのは一般的には差し控えるものだと思いますが、この機会でございますので私の少しだけ申し上げさせていただきますと思います。

まず温泉のデザインでございます。

確かに奇抜、斬新な円形のことでございますけど、上志比村にとっては非常にこういう変わったというか斬新なアイデアの建物が、私がかえって地域の活性化につながるものではないかということで非常に喜ばしいと思っております。

また、指定管理料につきましては、内容を見ますと、3年間、町民のために利用料を減額すると。その部分が含まれているので指定管理料が高くなるので、私は決して高くないという判断をしております。

また、プロポーザル方式の決定でございますが、これは立派な町が定めた審査委員会において、その審査委員の中で決定をされたことでありますので、私としてはそれについては申し上げることはございません。

以上です。

○議長（河合永充君） よろしいですか。

○3番（金元直栄君） まあ討論前の練習。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 今回の補正予算に出ています、論議が集中しました健康福祉施設、温浴施設ですけれども、実は先ほど金元議員も言いましたとおり、プロポーザル方式という方式をとられました。

国交省の、国土交通省のページを見てみますと、プロポーザル方式というのが出ております。ここにこう書かれております。「建築設計を委託するうえでもっとも適した設計者を選ぶ方式です」「技術力や経験、プロジェクトにのぞむ体制などを含めたプロポーザル（提案書）の提出を求め、公正に評価して設計者を選ぶ方式です」というふうに書かれております。ですから通常行われるコンペ方式とは違うということでもあります。コンペ方式はその出された提案について、出された作品について、それはいい、悪いというやつをつけるわけですから、そういった意味でプロポーザル方式は設計者を選ぶということです。

私の質問の中で、委員長も聞いていただいていたと思いますが、今回の方式の中でプレゼンテーションのときに設計者の名前を言っているということですが、ほかの自治体のこういった要項を見ますと、設計者の名前は限りなく伏せるというような条項も載っているんであります。それは何かといいますと、やはり設計者を選ぶということですから、作品、技術力、そういったものを総合的に判断をしまして1位、2位を決めると。そしてそこがふたをあけてみたらA社ということになるということですから、設計者の名前は明かさないとというのが通常のものであります。

こういった今回の審査方法については、やはり不手際が幾つかあったのではないかなと私は答弁を聞きながらそういうふう感じておりますが、委員長はどのように感じたかというのが一つと。

もう二つあります。もう1点は指定管理料、議会で募集要項等を協議していた中で、当初、指定管理料は上限が1,400万というふうに出ておりました。議会の中ではやはりその金額は伏せるべきだろうというふうに言いましたが、金額の上限1,400万を取っ払うという、いわゆる表には出さないけどそれはなしよという話ではなかったと思います。やはり上限1,400万というのは生きているものと我々は思っているんですが、今回の決定した中にはその1,400万を超えているということで非常に私はその部分はおかしいのではないかなということに対してどう思われているのか。

3点目は、これはちょっと委員長がわからなかったら理事者のほうでお答えい

ただきたいんですが、7月21日に業者選定の結果を公表されました。そのときには5社選ばれていたわけですからそこから通知をいたしたと思うんですが、8月の決定された、その公表された中には4社の提案の中で選ばれております。1社は辞退したということですが、その辞退理由は何かご存じだったらお聞かせいただきたい。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 先ほども申し上げたとおり個人的な意見というのは差し控えたいと思っているんですけど、それと予算の関連以外の項目につきましては、やはり私は予算特別委員会の委員長でございますので、先ほどちょっとお答えもさせていただいたんですけど、一応委託料とかそういうふうな問題につきましては、これはまた別のときに協議をされるものだと思っております。

しかし、先ほどもちょっと触れました委託契約、管理料の契約ですか、一応3年間の町民のための入浴料の減額分が上積みされたために町が提示した額よりは大きいという解釈をしておりますので、決して計画の金額を上回っているのではないなという感じを私は受けております。

最後につきましては、提案者であります町のほうにお答えしていただきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） お答えさせていただきます。

先ほど5社から4社になった理由を滝波議員さんのほうからお問い合わせになっていると思います。そのことにつきましては、業者からの取り下げ書は今ちょっと手元にはないんですけども、その内容といたしましては、その取り下げした業者が当初考えていました温泉計画と今実質的に考えていた温泉計画とが実行できないというふうな内容でございました。その詳しい内容としましては、やはり今問題になっております費用の面、表にはあらわれていませんがそういうふうな面が重要な点な点だったというふうに考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） あと委員長の附帯意見の中で、今後のことについてはまた特別委員会という、詳細を随時報告してほしいということでありましたが、これも国交省のプロポーザル方式の中で、非常にいいところは、設計者を選定し、それから具体的な設計が発注者すなわち町と共同作業により進められると。いわ

ば設計者と発注者の密接なコラボレーションによる質の高い建築設計が可能であるというふうな利点を言っております。

そういった意味では、今回提案された中には技術とか能力を審査する上での提案でありましたから、実際に今後設計していく、あるいはつくっていくという中で、やはりいろいろなところでいいところ、悪いところを取り合わせながら、経費の面も考えながら進めていくべきだろうと私は思っておりますが、そういったことも含めてこの当委員会での論議をされるようなことで附帯意見というのはいてきたんでしょうか。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 附帯意見につきましてでございますけど、私はあくまでも予算に関する予算特別委員会でございます。しかし、その中においていろんな関連ということで、温泉の問題については時間にしては非常に相当長時間いろんな議論があったということから、やはりここに、附帯に書きましたとおり温泉の利活用特別委員会が設置されておりますので、ここで細部いろんなことを協議され決定されるのが望ましいということで意見書をつけさせていただいたということでございます。

内容はあくまでもこの利活用委員会のほうでしていただいて、当委員会、予算特別委員会としてはあくまでも予算の審議でございますので、内容の細かい点につきましてはこういう委員会で協議をしていただきたいということでございます。そういう意味を込めて附帯ということをつけさせていただいたというわけでございます。

○議長（河合永充君） 16番、上田君。

○16番（上田 誠君） 私のほうから委員長に質問をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

今ほど金元議員、それから滝波議員のほうから話がありましたので、重複しているところは割愛させていただきまして1点だけお聞きしたいと思います。

利用者人数のところですが、一応 〇〇〇〇 に対しては6万5,300という、内訳は、住民、町内のほうが3万5,300、それから町外、県外が3万、そして観光客から1,000人というふうな内容がありました。当初の町民に愛される、町民の健康のためにということであれば、今現在CAMU湯のほうで3万人というところが3万5,000人というところでは、ある面では町民に対してもっとたくさんの方が来れるというふうなことが必要じゃないかというふうに思い

ますが、そういう質問をしましたが、委員長はどのように考えるかというのが1点です。

それから町民説明会の際の指定管理料の料金ですがそれが大幅に、これは滝波議員も今指摘しましたけれども、今後の維持管理に係る費用のところ、当初説明の金額とその業者のほうの金額とではるかに大きな違いがあったかと思いません。今後その設備を維持するに当たってふえる可能性があるというふうに思ってそういうふうな質問をさせていただきましたが、委員長としてそういう面をどのように考えるのか。

その2点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 予算とかけ離れたことで私の、予算委員会としてでなく齋藤個人の意見としましては、まずその人数の問題につきましては、やはり提示された業者さんですか、それとかまた町は根拠があってその数字を出されたのだと私は思います。ただやみくもの推計とかそんな点で出されたのではないんだとっておりますのでやはりそれは信じたいと思っておりますし、いろんな金額的なことにつきましてはこれから町のほうから細部にわたって、予算関係であれば当予算委員会に、また内容的にであれば利活用委員会に提出されてくると思いますので、そのところで詳しく討議、質疑されるなり討論をされるなりしていけばいいことかと思っております。

私の意見は以上でございます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 私の2011年9月定例会一般会計補正予算に対する討論です。これには予算特別委員会で論議してきていたこともありますので、今委員長には質問しなかったところもありますけれども。

1つは、永平寺口整備のいきなり計画変更の問題です。事業そのものをどうということではないんですが、やはり現実の事業がどのように進んでいるか、またどこに課題があるのかという状況が知らされていない中での計画変更というの

は、それは口頭ではまずいと私は思っています。やっぱりきちっとした進め方を求める必要があると思っています。

2つ目の問題は成年後見制度利用支援ということで、介護保険の会計へ一般会計のいわゆる福祉事業から費用負担を変えるということですが、こういうことをする場合、これは特別会計のところでも言いますけれども、会計の負担がふえること、つまりは保険料の引き上げにつながるということで多くの自治体ではなかなかやっていないことですが、今、国はどんどんその枠を広げていますが、各自治体が判断して、ある意味、国のそのやり方に一つの抵抗をしているというのがあると思うんです。

ただ、それを取っ払ってしまうとなれば大変ですから、本来でいうと一般会計で、さらに介護保険特別会計の支援もあわせてきちっと位置づけるべきです。国はそういうのをやらないでいくよということを書いてきましたが、それではいわゆる介護保険被保険者の保険料の負担増をどうしていくのかというところでの解決策がないままの提起だとしたら、何でもかんでもそこに入れることはいいことだとは思っていません。小さい額ですが、将来これが小さい額でなくなる可能性があるわけですから、そこは認めるわけにはいかない。

温泉等の予算問題で言いますと、今回は1億1,656万6,000円が計上されています。確かにこのことだけで言いますと揚湯施設の整備とかの業者へのいろんな委託とかということを含めてされるわけですが、この出てくる予算の前提がやはり業者選定の結果だと私は思っています。町が示した優先交渉権者の提案について私は賛成できないという立場をとってきました。特にその理由で言いますとデザインの問題、円形は非常に非効率的です。ただでさえ狭いというのにそういう非効率な設計しかできないのでは私は問題だと思っています。それに源泉塩分が非常に濃い。海水の2分の1の塩分がある。そうなのに現実的には鉄骨造りというのも私はやっぱりちょっと問題があると思っています。そういう意味では、上志比に合うという意味では、やはり最もオーソドックスで木造というのが普通一般に考えられる施設ではないかなと僕は思っています。そうなれば地元産の木材等も使えますから地域振興にもつながる可能性もあるわけです。県内で材料を求めてもそれは可能ですから、デザインだけではなしにそれもぜひ選んでほしかったと思っています。

2つ目は指定管理料です。町の住民に説明を求めてきた内容は3万人で一千四、五百万の指定管理料がいいと。5万人、それ以上になれば指定管理料は限りなく

必要なくなるんだという説明を行政のほうはされてきました。これに比べるとやはり、確かに利用料、入浴料の話で言いますと3年間の激変緩和期間だと言いますけれども、行政がかなり金額にこだわっていたときは、その説明も余りなしに簡単に変えているところも指定管理料との関係では行政はどう考えているのかというのが不思議に思ってくるわけです。

3つ目は、プロポーザル方式で業者選定を行ったということですが、この選定のいろんな状況が漏れ聞こえてきている内容を見ても、本来で言いますと、入札の一つの方式ということであれば他の業者のいろんな判断について、単純に言えば見えないようにして客観的な判断が下せるようにする。それも出てきた数字については変わらないというのが普通のやり方です。それを変えてやられているところにはやはりちょっと入札方式を逸脱した問題があったのかなと私は率直に思っているところですし、プロポーザル方式を導入するというときに当たっては単に要項ではなしに、町が初めてのやり方で、それもかなり大きな内容の長期にわたる施設管理をいろいろ管理していくことにつながるということになれば、そういう規定の整備もきちっとした上、研究もした上ですべきだと私は思っています。そういう点でもこの温泉予算の計上の根拠となるところが私は認められないということをはっきりとここで言うておきたいと思います。

以上です。

○議長（河合永充君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

9番、多田君。

○9番（多田憲治君） ただいま健康福祉施設整備事業費の今回提出されました1億1,656万6,000円の意見に対して賛成の立場から討議をさせていただきます。

議会温泉利活用特別委員会で最後まで財政等の運営に議論をして、指定管理の募集要項、要求水準書についても議員質問の83項目から成るにつままして十分審議をしました。また、今回提出されました健康福祉施設設計並びに運営事業者の選定資料につままして、審査委員会の結果を踏まえ、きょうまで詳細に論議と審議を重ねてまいりました。理事者も特別委員会の意見を十分尊重し理解が得られたものと、今回の9月号の広報永平寺に自信を持って提示されたと思います。

議場でこれ以上論議することは町民も温泉問題に大変混迷し、5年前の合併にしこりを残すものであります。私は、ようやく今9月議会において地域の住民が

今か今かと5年間待ち望んでいた健康福祉施設の土地造成等予算につきましては反対ということに理解ができません。

よって、議員各位の賛同をお願いし、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

16番、上田君。

○16番（上田 誠君） では私は反対の立場から討論をさせていただきたいというふうに思います。

今回の予算であります1,165万円の宅地造成、また源泉設備の工事の費用であります、これにつきましては4つの観点から反対をしたいというふうに思っております。

まず1点です。これは町民の思いとかけ離れているんじゃないかというふうに思います。というのは、今までの一連の中で町民との対話の中、それから選挙を通じてアピールする中から、この時期にこの温泉はいかがなものかというふうな考え、また行政にいろんな重荷がかかるんじゃないかという点、そういう面から町民の方々は温泉設備に関して、ある面では異論を唱える方が多々おるんじゃないかという点が1点であります。

それから2点。これからの子供のほうに財政に負担がかかるんじゃないかというふうな1点であります。これは先ほど討論または質問の中にもありましたが、住民説明会のときに、3万人のときは1,435万円、そして要は町の運営費では1,200万何がしの負担がかかる。しかし5万人になった場合には620万の負担ですよ、6万人になると限りなくそれが少なくなるというふうな形で財政負担が今後に与える影響は少ないというふうに説明をされていたかと思いますが、今回出てきたやつは指定管理料1,557万であります。その内訳の中に3万5,000人の割引の費用が入っていると言っていますけれども、その割引というのは3万5,000人の見込みの先出しであります。そうじゃなくて、あくまでも割引というのは補正予算の中で、議会の中で審議しそれを通すべきものだと思いますから、先出しするということは、それを含めるということはいかななものかというふうに思っております。

それから指定管理料の中の維持管理ですが、当初の説明よりも今回業者の出してきた、例えば修繕費であるとか維持管理費については、当初行政が考えていた金額よりはるかに高い金額が提示されているかと思えます。その提示された金額が先ほど説明した指定管理料の内容に値しない、ふえているという要因だという

ふうな説明がありました。そういうことを考えると、今後3年後の見直し、いろんなときにふえる要素はあっても減る要素はないということから財政的負担が今後にかかってくるように思います。

それから今回の選定業者に対してですが、先ほどの反対討論にもありましたけれども、その設計が積雪地帯の建物から見ると積雪が多く屋根にかかる。そういうふうなことを考えると、果たしてそういうふうな設計でいいのかという点。それから上志比、永平寺という自然豊かなところにああいう、ある面では斬新な、または奇抜な建物がずっと10年、長い間の中に、ある面ではそぐうものかという点から考えると非常に問題があるというふうに思います。

そういう面から、まず1点は町民の思いとかけ離れているんじゃないかという点、今後の財政負担が後世に残るんじゃないかという点、それから住民説明会での財政負担の違い、そしてその選定業者の建物が果たして町に合っているのかという、その4点から今回の造成については反対の立場をとらせていただきます。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 私自身はこの一般会計の補正予算に反対の立場をとりたくて思っておりますので、私の立場だけちょっと申し上げておかなければならないと思います。

健康福祉施設整備事業に対して私は異議ありということで反対の立場をとらせていただくんではすけれども、今まで理事者側はこの問題について特別委員会なんかもしながら議会とは十分討議しながら、私個人的にはいろいろこうしたほうがいいんじゃないかという点は多々ありますけれども、そういう議会制民主主義の中で手順をとられて進めてこられたということに対して、そしてまた議会の多数でもってここまで進んできたということについては、これはそのルールにのっとった中での整備の進め方だと思っております。

ただ、私がどうしても賛成できないといいますのは、この温泉事業についてはやっぱり将来に対するリスクが非常にいろんな面が多いと。例えば温泉の温度が急に下がるとか、場合によっては枯渇するというようなことも考えられないわけではありません。そういった中で、例えば枯渇した場合にもう3億円もの建物を投資したわけですから、さらに1億かけて温泉を掘りたいというような後々の話も出てくるかもしれませんし、それから予定しておった集客量がなくて指定管理料がさらにどんどんアップして町の財政を圧迫するというようなことも、リスク

としてはいろいろなことが考えられます。

そういった将来のリスクを考えれば、今、非常に国家的財政も厳しい中、そういうかなりのリスクを背負いながらこの事業をどうしてもやるべきかという点について、私はどうしても理解ができないという立場で反対をさせていただきます。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

2番、滝波君。

○2番（滝波登喜男君） 私は、今回の補正予算の中の健康福祉施設の予算についてはやはり認められないという立場で反対討論をさせていただきます。

反対理由は4つであります。

まず1つは、本町で初めてとも言える入札方法、プロポーザル方式の入札であります。先ほども言いましたとおり、この入札は建設業者を決めるものであります。ですからプレゼンテーションでの業者名の公表はするべきではない。また、募集要項に載っている審査方法は、審査項目ごとに絶対評価を審査委員会における委員の合議により一つの評価を決定するという審査方法にはよらなかった審査方法であったと思っております。この審査方法に従ってやっていたら多分結果は変わってきたのではないかなというふうな可能性も含めて、今回のプロポーザル方式はもう少し十分勉強しながら正しい方法でやるべきではなかったかなと思っております。

2点目については想像以上の維持管理費であります。町の試算は、ここにあります本年の広報永平寺の1月号に載っております。その試算は先ほど何人かの議員が言われましたとおり、3万人、5万人のシミュレーションが載っております。その指定管理料、3万人で1,400万というふうに、その後はだんだん利用人数がふえれば減っていくという試算をされていますが、現実的には6万6,000人の利用で1,500万という高額な指定管理料になっている。このことは町民に対して、やはりこの広報は間違っていた広報ではなかったかな、試算ではなかったかなと思っております。一般質問でもさせていただいたとおり、経費にかかるのは大きく3つです。人件費と水道、光熱、燃料費、そして入湯税、この3つを十分検討していけばプロポーザルの結果のとおり数字により近くなっていると思います。

3つ目には建築のデザインであります。モニュメント的な施設があの上志比地区に似合うのかどうか。10年、20年、30年を見越した中で本当に似合うのかどうかということが疑問であります。また、旧3町村のシンボリックということ

であります、この3町村はいつまでたっても結び合っていないような、そんなモニュメントが本当に20年、30年必要か疑問に思っております。

そして最後、4つ目には、これだけ想像以上の経費がかかる施設、その負担は我々の世代にかかってくるということについてであります。

今、日本は東日本大震災の復興、長引く円高不況で国民の生活は大変であります。復興増税は仕方ないにしても、円高で企業の倒産、そして給与カット、リストラなど、我々の生活は大変であります。私たち子供、そして父母を持つ世代の人間としては、今後非常に大きな負担を強いられていると思っております。それにもかかわらず本町は、高額な維持管理料を伴う既存の施設をどうするか定まっていな中、また新たな箱物に着工するのはどうだろう。そして高額な維持管理費がやはり我々次世代の者にも背負わされているということは大きな反対の声が聞こえてまいります。

そういった意味で今回のこの福祉施設についてはあるべきではないという立場で反対をさせていただきたいと思えます。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 今回の9月補正予算であります健康福祉施設整備事業費1億1,655万6,000円については賛成の立場から賛成討論を行います。

これまでの温泉利活用特別委員会、また7日に開催されました予算特別委員会において、町民の方々もこしの国テレビを拝見していただいたとおり、さまざまな角度から細部の点まで議論を十分にまで重ねてきました。また、各議員は町費を使って他の市町村へ何回となく温浴施設を研修に行って、いい施設、悪い施設等の経営、そして施設内の機械類や設備等もしっかりと勉強してまいりました。こういった中で町村合併から何年もかけ審議、議論をし、反対されている方々の意見をこれまで十分に取り入れて、今回の健康福祉施設の運営事業である要求水準書や募集水準ができ上がっていることは全議員承知していると思えます。そして、審査委員会の委員さんや審査項目の内容も議会に十分な報告をしていただいて了解をしております。

ところが悲しいかな、温泉を考える会とって建設反対のための反対とのことで、今度のでき上がった施設、建物の外観についてまで、それぞれ好みがあると思えますが、専門家の能力まで無視し反対のための反対をしております。このことは、応募者には上志比地区での構造、建築として見ていただいて応募してもら

ったものではないでしょうか。このすばらしい建築物は専門家が十分な自然環境あるいは永平寺町全体のバランスを考え、勝山市にあります県の恐竜博物館に匹敵するような建物となることは間違いない。いずれにしても、当初から議会として余り大きい箱物はだめだということから3億2,000万に決定したのではないのでしょうか。大きい、小さいはあくまでもお金のかけぐあいだと思っております。

今後については、運業者へはまだ優先権者だけで基本計画やスケジュール等、議会と十分に審議していくことであり、私なりに理解をしております。特に最近では温浴施設による介護予防施設として経営をしている市町がふえております。町民一人一人が心身ともに健康であり続けるためには、一人でも多くの町民が自主的に健康づくりや介護予防に取り組んでいくことにより、結果として医療機関への受診機会の減少、要介護認定の軽度化や認定時期の延伸等といった効果があらわれ、おのおのがみずからの状態に応じて継続的に健康づくり、疾病対策、介護予防に取り組んでいくことにより、将来にわたる医療費や介護給付費の縮減による各種保険制度の安定的かつ円滑な運営が図られるものと確信をしております。本町においても、各スポーツの推進や取り組み同様、温浴施設利用により医療費の増大を防ぎ、国民健康保険等の縮減につながるものと期待をしております。いわゆる笑顔が見える永平寺町になることは間違いないというふうに確信をしております。

こういったことから、私は今回の補正予算1億1,655万6,000円の計上には賛成するものであります。

議員各位のご賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

以上でございます。

○議長（河合永充君） ほかに討論ありませんか。

13番、松川君。

○13番（松川正樹君） 私は反対の立場から討論をさせていただきます。

私はここ最近、議会のあるごとに、一般質問の場でも、永平寺温泉は住民の多くは反対であるしさまざまな心配をしているので、たくさんの時間をかけてその問題点を提起してまいりましたが、実は私、かつては2年ほど前の段階では温泉の賛成論をぶったこともあります。夏はアユ釣り客、冬はスキー客らを当て込んだ温泉であれば永平寺温泉も大化けするかもしれないと申し上げました。加えて、地元の資本や地元の人材の登用で地元も頑張っていただける場をつくることので

きるなら地元の活性化につながることもあるし、そういうことであれば税金をある程度投入してもいいのではないかと申し上げました。

ところが具体的に町の打ち出してきた永平寺温泉は、あくまでも介護の予防、健康増進のための健康福祉施設だとおっしゃる。しかも地元は直接的に、あるいは主体的に経営に参加できない。要するに赤字になっても構わないという、そういう考え方で健康福祉施設の計画ができ上がりました。私の賛成できるイメージとは随分と違ってきました。今も地元の活性化につながるという具体策が見えてきておりません。

もう一つ、町は以前小さく生んで大きく育てるという考え方で、予算規模も二、三億円だということが聞こえてまいりました。当初、上志比村時代、上志比が打ち出したウェルネス上志比の建設の予算規模は15億円程度でしたので、この程度、二、三億円程度の予算であれば住民も理解してもらえるのではないかと私は判断をしておりました。

ところが結果的には私の判断ミスでありました。結局は建物設備で3億2,000万、既に掘削に1億円を払っております。これからも毎年指定管理料という形で一千数百万程度のお金が出ていくことが続きます。修理、修繕もあるでしょう。二、三億円程度では済まないということがわかってきました。そういう計画に住民の多くは疑問を持ち、反対の意思を示してきました。

一昨日の議会でも、なぜ多くの住民がノーと言っているのか、私一般質問で申し上げましたので事細かく申し上げませんが、もうくどいことを申し上げませんが、一つだけ申し上げますけれども、以前、議会と松岡の区長さんとの懇談会でした。「こんな時代に逆行した温泉をあなた方議会がとめられなかったら、あなた方議会の存在価値はないですよ」と言われました。この言葉がまさに住民の声を代表し代弁をしております。実際、今も多くの住民は反対をしていますし心配をしています。町も今までさまざまな場で温泉のPRをしてきたし、説明もしてこられましたけれども、結果は反対派の方々を理解させる、納得させることはできなかったようであります。もっともこの計画には時間をかけていただきたいかった。

今回の温泉関係の予算を通せば一気に温泉建設が進みます。住民の反発は必至であります。私は今も振り返って返す返すも残念に思うのは、あれだけ温泉についてアンケート調査をしてほしいと住民が望んでいたのにもかかわらず、町は実行してくれなかった。せめて新聞社がよくやっている無作為抽出で電話による世

論調査のような簡単なものでもしてほしかった。それも何も賛成が必ず過半数でなければ温泉建設は認められないということでもありません。どの程度の賛成があるのかを知りたかった。結局その度合いもわからず進んできてしまいました。このことは住民にとっても不幸であり、町民にとっても将来不幸なことと言わざるを得ません。

私はいろいろと悩みましたけれども、町も町民も不幸にさせる側に立つわけにはまいりません。大変残念ながら反対をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） ほかに討論はありませんか。

11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 特に健康福祉施設について申し上げます。

私は一昨日、7日の予算特別委員会におきまして、この一般会計補正予算につきまして賛成をした一人でございます。

いろいろ長いお時間をいただきまして意見を述べさせていただきましたのでここでは細かいことは申し上げませんが、この健康福祉施設につきましては今まで議会の中では当然でございます。地域に入りましても議会報告会とか住民説明会という形で相当議論を重ねてきたところでございます。その間、源泉も長い間放置状態にありましたから、ここまで来ましたら、今提案されております源泉揚湯工事400万を含めた予算、まずこの揚湯試験をして当初どおり湯が出るのか出ないのか、今日までの議論の中でもそういった話がありましたけれども、そのことをまず見きわめる必要があると思います。そういった意味では、この予算を通して一等最初に揚湯調査に取りかかってもらってその結果を見きわめることがまず優先するのではないかと私は考えております。

そういった意味で、この予算に対しては賛成ということで討論といたします。

○議長（河合永充君） ほかにございませんか。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 私の賛成の立場から賛成討論を行います。

温泉利活用特別委員会設立以来、これまで月一、二回ですか、十分なる論議、審議を行ってまいりました。各委員さんが健康福祉施設の設計、これは運営事業ですね。要求水準書に基づき1項目ずつ説明を受けております。まず第1章 総則の1項目から6項目とその都度意見や提案をし、順次第2章 施設の設計業務に関する要求水準、これにつきましても1項目から7項目、第3章におきまして

は施設の運營業務に関する要求水準1項目から3項目、そして第4章 施設の維持管理業務に関する要求水準、これも1項目から3項目、最後に5章ですけれども、本施設内で実施できない業務の1項目ということでありました。

そのほかに運營業務での募集要項においても、事業内容に関する事項、1項目から10項目ですか、それから2章における民間事業者の募集及び選定に関する事項1項目から4項目と、第3章ですか、提案条件に関する事項1項目から6項目、また第4章 提案書の作成に関する事項は1項目から2項目、第5章につきましても審査及び選定に関する事項の1項目から5項目、最後に第6章 契約等に関する事項1項目から8項目ですか、このほか健康福祉施設業務リスク分担表、町が用意する備品リストについて、温泉利活用特別委員会において各委員の意見、指摘事項が数多く審議されました。変更、
、追加、可能調査等など1回目の変更は52項目でありました。また、2回目の項目では52が含まれておりまして訂正されております。最後に82項目ですか、議員より提案を受け、加えて作成した要求水準書、募集要求書でありました。また、運營業者へはまだ優先権者だけで今後設計書提案による提出、これらによる検討、またスケジュールや基本計画については議会に提出し、議論、審議、相談していくとのことであり、私は私なりに理解をしております。これ以上反対となれば反対のための反対で、温泉利活用特別委員会においてのこれまでの何日もかけた審議、議論は何だったのか理解ができません。

こういったことから、私は今回の健康福祉施設設備事業費ですか、補正予算1億1,656万6,000円については賛成するものであります。

よって議員各位のご賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(河合永充君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、討論を終わります。

日程第1、議案第29号、平成23年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(河合永充君) 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決することに決しました。(拍

手)

次に、日程第2、議案第30号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を行います。

これより委員長報告に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

- 3番（金元直栄君） 介護保険特別会計補正予算の件ですが、これは決算書の48ページを見ていただくとよくわかるんですが、款で地域支援事業というのがあります。これは介護予防事業と一般高齢者施策事業費投下ということでそういう介護予防事業費があるわけですが、と同時に款5地域支援事業費の中の項で包括的支援事業ということが示されていて、その2番目に目で任意事業とあるんですね。だから任意事業というのは、本来介護保険の中で賄うのとは別に後から外から入れられてきている事業という意味でもあります。こういうことで一般会計からそういう福祉事業を介護保険でも負担できるよということで目ざとく見つけてどんどん介護保険に振ってくることになる、介護保険会計そのものが肥大化していきます。それはひいて言えば被保険者の保険料の高騰にもつながるわけですね。

もしこういうことをする場合は、一般会計からちゃんと既定のだけでなしに行政が本来福祉事業として負担すべき金額をも含めてこっちへ振りかえてくるというのならわかるんですが、それが任意事業としての一般的なこういう会計の事業振りかえといいますか、それは私はちょっとおかしいのではないかと考えているんですが、いかがでしょう。

- 議長（河合永充君） 齋藤委員長。

- 予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 事務的なことですので、提案者であります理事者のほうからお答えを願いたいと思います。

- 議長（河合永充君） 福祉保健課長。

- 福祉保健課長（岡本栄一君） これ前回にも述べましたとおり、県の指導によりましてこのような形をとらせていただきましたので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

- 議長（河合永充君） ほかありませんか。

14番、渡邊君。

- 14番（渡邊善春君） さきに1時から開かれた全員協議会の中で、金元議員からですけれども、委員長報告の中で承認ということが報告あったかと思うんですけ

れども。

- 3番（金元直栄君） え？。
- 14番（渡邊善春君） なかったか。じゃ、教育民生常任委員会の中でどのような協議されたかな、されんかったんかなということ。
- 3番（金元直栄君） いや何も。
- 議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午後 3時 分 休憩）

（午後 3時 分 再開）

- 議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開いたします。
- 14番（渡邊善春君） 先ほど ました、私のちょっと勘違いでございまして、訂正して取り消しをいたします。
- 以上。
- 議長（河合永充君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論に入ります。日程第2、議案第30号に対する委員長報告に反対意見の発言を許します。

3番、金元君。

- 3番（金元直栄君） 私は介護保険特別会計の補正予算に対して反対の立場を表明します。

その理由は質問でもこれまでも言ってきたわけですが、介護保険制度というのはいわゆる保険料を納めれば認定を受けて、あと利用料を1割負担することで希望する介護サービスが受けられるということで始まりました。ところが最近では、保険料はいわゆる年金等から引き落としが原則になっておりますから本当に支払われる、取られる。しかし、サービスを利用しようと思うと、認定を受けてもなかなか費用負担の問題でサービスが受けられないという状況があります。

来年度は介護保険の計画の見直し的时候了です。この直前になって、県の指導とはいえ、任意事業として本来町の福祉事業でやっているような事業を介護保険のところに振りかえてくる。以前は保険料をどう安く抑えるかということで各自治体もいわゆる横出し事業、こういう介護保険本来の事業と保険給付に係る

ような事業とは区別したほかのサービス事業については福祉事業でやろう、そういうことによって保険料を抑えようという立場をとってきました。県の指導で任意事業をここに含めるということですが、これを一つ突破口を開きますと次から次へというのは目に見えています。それはこれまでの経過でもあります。例えば地域支援事業でもそうです。介護予防事業というのは本来福祉事業でやっているべきものでした。それらも包括支援事業ということを語る中で、行政がそこに入れてもいいよと、そこに飛びついてきた。もっとも地域の介護支援センターなどは、なかなか人員体制もその費用も大変で賄っていけない状況があります。

そういう中で安易にこれをこういうところに含めてくるということは、会計の規模を大きくし保険料の高騰を招くことにつながるということを私は常々言ってきましたし、そういう意味では、やはりもしするとしたら行政が応分の負担をここで計上するべきだと思うんですが、それも独自の計上はないわけですから、そういうやり方については認めるわけにいかないという立場をとっていきます。

○議長（河合永充君） 次に、委員長報告に賛成意見の発言を許します。

討論ありませんか。

ないようですから、討論を終わります。

日程第2、議案第30号、平成23年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（河合永充君） 起立多数です。

よって、本件については委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第3、議案第31号、平成23年度永平寺町簡易水道事業特別会計補正予算についての件を行います。

これより委員長報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これは昨年と違いますか、からことしにかけての豪雪によって水道施設の屋根のかわらが破損したということで、保険によってそれを改修したい、これまで雪どめがついていたかわらも取りかえて雪どめがないように、雪が緩んできたら滑り落ちるようにしたいという話です。

私は質問の中でもちよつとやってきたんですが、例えば雪深く寒さの厳しい場所では本来かわらは使わないものだと思っています。いい例が、山に登る人もたくさんいらっしゃると思うんですが、山小屋でかわらをふいてつくってあるところはあります。それはやっぱり、しみていて緩みつつ雪が落ちるような状況になると一緒にかわらを引っ張るとというのが常識であるからです。そのことを考えると、やっぱり保険で直すのでこの予算については私は反対するものではないんですが、そこは基本的な見直しを1回すべきでないかと率直に訴えてきました。

その辺については、委員長、どう思いますかね。

○議長（河合永充君） 齋藤委員長。

○予算特別委員会委員長（齋藤則男君） 金元議員おっしゃるとおり私も同じような考えを持っておりますが、委員会の審査の中において、質問のことについて理事者側からいろんな説明がありました。それでこの場合についてはそれを納得するという状況でございます。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 委員長の言われるのももつともだと思うんです。私は保険がおりのからそれを前提に現況復帰というのが原則だからこうしてあるということ、その旧というんですか、そこについては行政の言い分を認めていきたいと思うんですね。

しかし、これからは、やっぱり根本的に対策をどう講ずるかということについては行政の課題としてぜひ置いておいてほしいと思うんです。僕は保険が出るからというんでなしに、恒常的にそういうところにある施設はどうあるべきかということもきちっと考えてやっていってほしいと思います。

ですから反対はしませんけれども、私はこの場所で棄権という態度をとりますのでよろしくお願いします。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第31号、平成23年度永平寺町簡

易水道事業特別会計補正予算についての件を委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

○議長(河合永充君) 暫時休憩します。

3時20分より再開いたします。

(午後 3時11分 休憩)

(午後 3時20分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第4 議案第32号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第4、議案第32号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成23年8月30日、総務常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

15番、伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長(伊藤博夫君) 付託されました議案第32号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

一部条例の改正につきましては国の地方税法の改正であり、永平寺町税条例が改正されたもので、主なものとしては、町民税の寄附金の控除の適用限度額を5,000円から2,000円に引き下げ、また徴税の不申告に係る過料として上限額3万円を10万円に引き上げたこととなっておりますが、このことが主な条例変更でございます。

このことにつきましては、総務常任委員会において承認されておりますことをご報告申し上げます。

○議長(河合永充君) これより委員長報告に対しての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 内容を見てみますと、全体的には寄附金控除の限度額を5,000円から2,000円に引き下げる。この文面についてはいいことやと思います。

ただ、徴税の不申告にかかる過料上限を、以前一部罰則というのがあったのがなくなって全部過料になるということですが3万円から10万円に引き上げる。つまり、委員長もご存じだと思うんですが、住民の納税というのは納得と説得を通じてやっぱり行うべきものだと思うんです。ある意味、そういう過料を引き上げることというのはおどしの一環でありますから、これはやっぱりいただけないんじゃないかと思うんです。

それに寄附金の問題で言いますと、今度の東日本大震災、また原発の事故以降、金ではない、例えば物資を随分皆さん、金をわざわざ物資にかえてまで送られている人もいらっしゃるんです。農業をやられている方は米を相当数、何か1俵、2俵という単位でなしに送られている方もいらっしゃるわけです。それらについては何の手当もないというのも、ある意味、今度のあれでいうと、巨額の物資支援をしていることを見るとちょっと問題ではないかなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（河合永充君） 伊藤委員長。

○総務常任委員会委員長（伊藤博夫君） 過料、罰金等をするものは、一応過料というのは軽い罪を犯した者ということで、それよりも不申告ですか、そういうふうなことを防ぐためにも市民税の不申告、どれでも申告すればいいんでございまして、そういったことを防ぐためにも少し重くしたほうがいいんじゃないかと思っていますし。

○3番（金元直栄君） 意味わかります。 言っているのはわかるんです。

○ 番（ 君） 。

○3番（金元直栄君） 寄附のやつや。

○総務常任委員会委員長（伊藤博夫君） 寄附につきましては、物資とかそういうものはありますけれども、それは今後申告制度がどの程度国で認められるかということで、町においてはまだそういったことまでは反映されないのではないかと思います。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 委員長さんの言われていることはよくわかります。

ほんで僕はいわゆる過料を、例えば3万円を10万円というのは3倍以上の引

き上げ、これはやっぱりかなり重いと思うんですね。固定資産税なんかでもそれほど大きな過誤ではないというんですか、不申告ではないにしてもそういう金額が生じてくることもあるということを見るとちょっと疑問に思うところがあります。

寄附金控除の限度額の引き下げについては、これはこの分にはこれでいいんですがそういう課題もあるのではないかと思って、こもごも思っているところがあるので自席で棄権の立場をとっていきたいと思います。

以上です。反対はあえてしません。

○議長（河合永充君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第5 議案第33号 永平寺町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第5、議案第33号、永平寺町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

本件は去る平成23年8月30日、教育民生常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

金元委員長。

○教育民生常任委員会委員長（金元直栄君） 本案は今議長の示されたとおり、当教育民生常任委員会に付託されました。教育民生常任委員会で論議したところ、こ

れについては全会一致で可決ということであります。

内容につきまして言いますと、永平寺町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定の問題ですが、内容は今回の3月11日にありました東日本大震災に対するいわゆる弔慰金の支給の範囲の拡大であります。例えば、これまでですと同居していても兄弟姉妹等についてはいわゆる弔慰金が支払われなかった。これを拡大して同居する兄弟や姉妹にも拡大するということですから、これについては何ら問題はないと思っています。

さらに、世帯主は500万、その他の人については250万円の支給ということですから、これらの財源についても、国が半分、県が4分の1、町が4分の1ということで、町としてもこういう問題については本当に災害があったときのためにきちんと整備しておく必要があるのではないかとというのが委員会の全会一致による結論でございました。

よって、ぜひ皆様のご賢明な判断で可決をお願いするところであります。

以上です。

○議長（河合永充君） これより委員長報告に対するの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 委員長に聞きますけれども、損害が発生したときにどのような認定をするのか、それがスムーズに行えるのかどうか、恣意的な判断はないのか、その辺の心配は全くあるのかないのか、簡潔にお答えください。

○議長（河合永充君） 金元委員長。

○教育民生常任委員会委員長（金元直栄君） 災害ですから、異常な自然現象いわゆる災害の位置づけについては、国の指定があれば当然でしょうし、最終的には行政がそれを判断するものだと思います。

なお、詳しい内容については行政のほうから答弁をお願いします。

○10番（上坂久則君） 行政要らん。

○議長（河合永充君） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号、永平寺町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

～日程第6 議案第34号 町道の路線廃止について～

～日程第7 議案第35号 町道の路線認定について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第6、議案第34号、町道の路線廃止について及び日程第7、議案第35号、町道の路線認定についてを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、議案第34号及び議案第35号を一括議題とすることに決定しました。

本件は去る平成23年8月30日、産業建設常任委員会に付託されました議案であります。皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長(多田憲治君) ただいま提案されました議案第34号、町道の路線廃止について並びに議案第35号、町道の路線認定については道路法に基づくもので関連いたしますので、一括して審議会で審議をいたしました。

旧3町村の独自の町道台帳から新町のデジタル化の推進と統一した台帳の作成、事務処理の簡素化を図るもので、委員会全員で承認をいたしました。議員各位の決議をお願いするものであります。

また、30日、本会議での質疑の中で除雪の考え方も含めて町道に対する地区間の不公平感がないように検討してほしいとの意見について、合併後の新町の町道認定要綱に基づき一定基準により認定することとしており、不公平感はないと認識し、除雪に関しては、町道以外の道路であっても地区要望により重要性を判

断し、除雪機械が進入可能かどうかも含めて今後前向きに検討していくとの考えを理事者側より答弁でありましたのでご報告させていただきます。

○議長（河合永充君） これより日程第6、議案第34号及び日程第7、議案第35号について、1件ごとに行います。

まず、日程第6、議案第34号、町道の路線廃止についての件を行います。

これより委員長報告に対するの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第34号、町道の路線廃止についての件を委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7、議案第35号、町道の路線認定についての件を行います。

これより委員長報告に対するの質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） こういう機会というのは私も初めてなので、一つは廃止された町道の距離と、今度整理して認定される町道の距離に若干の差があること、それはどうしてか。やっぱり町民の皆さんにわかってもらったほうがいいと思いますので質問しておきます。

もう一つは、各地区においては、いわゆる先ほど除雪のところでサービスの差のないようにということで、それは論議していただいてありがたいことだと私は思っています。距離により差が見られることから、住民へのサービスに差のないようお願いしたいというのがやっぱり私のお願いでもありますし、住民もそう思っていることだと思うので、そのことについて簡単に触れていただくとありがたいんですが。

○議長（河合永充君） 多田委員長。

○産業建設常任委員会委員長（多田憲治君） 理事者側より、この認定につきまして
は光明寺地区の機能補償道路のかぶりといった形で聞いているわけですが、
詳細の明細のメーター数につきましては、できましたら理事者側よりひとつ
ご答弁をお願いします。

それから、今ちょっと除雪のことが出てまいりました。これもなかなか私 執
行者側でございませんので、この辺につきましても、もしできましたら理事者の
ほうからご答弁をお願いします。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまの路線の廃止から路線の認定の差があるとい
うことの説明でございますが、まずこの路線の減少が255メートルございます。
これにつきましては先般もご説明させていただいておりますが、機能補償道路、
一般県道栃神谷鳴鹿森田線のそれで整備がされておりました、上位路線によつて
福井県に管理されているということで、花谷4号線と谷口10号線の2路線を廃
止させていただいたものでございます。

また、住民サービスへの差がないようにということでございますが、これはご
もつともなご意見でございまして、永平寺町町道認定の基準に関する要綱に基
いて公正、適正な町道の認定をするとともに、除雪に関しても、維持補修に関
してもサービスの低下がないように今後心がけたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第35号、町道の路線認定について
の件を委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

～日程第8 諮問第3号 永平寺町人権擁護委員候補者の推薦について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第8、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（田中博次君） ただいま上程されました諮問第3号につきましてご説明を申し上げます。

議案書118ページをごらんいただきたいと思います。

永平寺町人権擁護委員8名のうち、3名の方が本年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任につきまして福井地方法務局へ推薦するに当たりまして人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるため提出させていただきました。

田中眞佐子氏、齊川静子氏のお二人は再任、比島直美氏は新任でございますけれども、いずれの方も人格、識見ともにすぐれ、広く地域の実情に通じ、人権擁護について深いご理解をお持ちの方々でございますので、何とぞよろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本件は田中眞佐子君、齊川静子君、比島直美君を適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は田中眞佐子君、齊川静子君、比島直美君を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 3時 分 休憩）

（午後 3時41分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

永平寺町人権擁護委員候補者の推薦については、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、永平寺町人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第9 発議第4号 消防署統合推進特別委員会の設置について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第9、発議第4号、消防署統合推進特別委員会の設置についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（南部辰夫君） 朗読します。

発議第4号

消防署統合推進特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び永平寺町議会会議規則第14条第2項の規定によって提出します。

平成23年9月9日

永平寺町議会議長 河合永充 様

提出者	永平寺町議会議員	渡邊善春
賛成者	永平寺町議会議員	伊藤博夫
〃	〃	齋藤則男
〃	〃	川崎直文
〃	〃	長谷川治人

消防署統合推進特別委員会の設置に関する決議

次のとおり消防署統合推進特別委員会を設置するものとする。

1. 名 称 消防署統合推進特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第5条

3. 目 的 (1) 今後の消防体制に関する事項
(2) これまでの1署2分署の庁舎に関する事項
4. 委員の定数 16人

以上でございます。

○議長（河合永充君） 提案理由の説明を求めます。

14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） ただいま上程されました発議第4号、消防署統合推進特別委員会の設置についての提案理由を説明いたします。

発議第4号、消防署統合推進特別委員会の設置について提案理由を申し上げます。

消防署の統合推進につきましては、町民が安心して暮らせる防災計画を含め、消防署統合推進によって我々議会が審査し調査することは非常に大切だと思っております。

よって、ここに議長を除く16名の委員で構成する消防署統合推進特別委員会の設置をぜひともお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これにて質疑を終わります。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

採決します。

発議第4号を原案のとおり、16人の委員をもって構成する消防署統合推進特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり消防署統合推進特別委員会を設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第

1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

消防署統合推進特別委員会委員に、1番、小畑君、2番、滝波君、3番、金元君、4番、齋藤君、5番、長岡君、6番、原田君、7番、川治君、8番、川崎君、9番、多田君、10番、上坂君、11番、長谷川君、13番、松川君、14番、渡邊君、15番、伊藤君、16番、上田君、17番、酒井君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を消防署統合推進特別委員会の委員に選任することに決しました。

次に、ただいま設置されました委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

暫時休憩します。

(午後 3時 分 休憩)

(午後 3時 分 再開)

○議長(河合永充君) 休憩前に引き続き再開します。

ただいま消防署統合推進特別委員会において決定いただきましたので、ご報告します。

委員長に14番、渡邊君、副委員長に17番、酒井君。

以上のおりであります。

～日程第10 こしの国広域事務組合議会議員の補欠選挙について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第10、こしの国広域事務組合議会議員の補欠選挙についての件を議題とします。

こしの国広域事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議長が指名することに決定しました。

こしの国広域事務組合議会議員に、7番、川治君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した川治君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました川治君が当選されました。

ただいま、こしの国広域事務組合議会議員に当選されました川治君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

～日程第11 発議第5号 福島第一原発事故を踏まえた県内原発の安全対策にかかる意見書について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第11、発議第5号、福島第一原発事故を踏まえた県内原発の安全対策にかかる意見書についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長(南部辰夫君) 朗読します。

発議第5号

福島第一原発事故を踏まえた県内原発の安全対策にかかる
意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成23年9月9日

永平寺町議会議長 河合永充 様

提出者 永平寺町議会議員 伊藤博夫

賛成者 永平寺町議会議員 渡邊善春

〃 〃 川崎直文

〃 〃 齋藤則男

福島第一原発事故を踏まえた県内原発の安全対策にかかる意見書（案）

本年3月11日に発生したマグニチュード9.0の「東北地方太平洋沖地震」は、津波により甚大な被害をもたらし、広範な地域において多くの尊い命、大切な財産を奪った。

この地震により発生した福島第一原子力発電所の事故では、放射能物質が広範囲で検出され、人体・生活への影響や、農林業を始め各産業にも大きな被害をもたらすなど最悪の原子力事故となり、出口の見えない深刻な状況が今なお続いている。

福井県には14基の原子力発電所が若狭湾沿岸に密集しており、当町は50km圏内に入り、今回の事態を見ても、同様の事故が発生した場合、甚大な被害が予測される。

町民の生命・財産を守るため、安心して生活をおくるためにも次のことを強く要望する。

記

1. 今回の事態を踏まえ、原発立地、準立地市町だけでなく、放射能ハザードマップの作成を含めた福井県防災計画の見直しを行うこと。
2. 高経年化した原子力発電所の新たな審査基準を示すなど、国に対して厳格な安全確保対策を求めること。
3. 県民に対して、国や県の安全対策への取り組みの説明責任を果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 年 日

永平寺町議会

提出先、福井県議会議長……。

ちょっと待ってくださいね。

○議長（河合永充君） 休憩しますか。

○議会事務局長（南部辰夫君） ちょっと休憩してください。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午後 3時 分 休憩）

(午後 3時 分 再開)

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

○議会事務局長（南部辰夫君） 失礼しました。

提出先

福井県議会議長・福井県知事・県安全環境部長・県原子力安全対策課

以上でございます。済いません。

○議長（河合永充君） 提案理由の説明を求めます。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 発議第5号、福島第一原発事故を踏まえた県内原発の安全対策にかかる意見書について提案理由を申し上げます。

ことしの3月11日に発生しました国内観測史上最大規模の東北地方太平洋沖地震により、このことは原発立地県であります福井県においても同じ状況が起こり得ると想定され、県全体には動揺と不安が広がっております。

よって、県におかれましては、速やかに提案されることを措置されることを強く要請いたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 討論なしと認めます。

採決します。

発議第5号、福島第一原発事故を踏まえた県内原発の安全対策にかかる意見書についての件を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第12 発議第6号 福島第一原発事故を踏まえた安全対策にかかる意見書の提出について～

○議長（河合永充君） 次に、日程第12、発議第6号、福島第一原発事故を踏まえた安全対策にかかる意見書の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（南部辰夫君） 朗読します。

発議第6号

福島第一原発事故を踏まえた安全対策にかかる意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提出します。

平成23年9月9日

永平寺町議会議長 河合永充 様

提出者 永平寺町議会議員 伊藤博夫

賛成者 永平寺町議会議員 川崎直文

〃 〃 齋藤則男

福島第一原発事故を踏まえた安全対策にかかる意見書（案）

さる3月11日に発生した東日本大震災に起因した福島第一原子力発電所での深刻かつ重大な事故の悪影響は、立地自治体はもとより、風向きによって遠くの周辺自治体にまで及ぶに至っている。数百キロメートルも離れている岩手県内の稲ワラにまでセシウムが含まれ、それを食べた牛の肉まで放射能に汚染されていることが判明していることは、住民の避難範囲が10km圏内などという、国の防災計画の不備さを示している一例と言える。

一方、県内に立地する原子力発電所と、私たちの住む永平寺町の位置関係は、40km～50km圏内と、福島原子力発電所の状況からも、町民に強い衝撃と不信感、不安を今も与え続けている。

よって、原子力災害への対応に責任を持つ国に対し、事態の早期収束、原因の徹底究明、健康影響対策、情報公開、不安解消に全力で取り組まれるとともに、

国内すべての地域の安全安心が確保されるよう、次の事項の実現を強く要望する。

記

1. 原子力発電依存を見直しつつ、代替エネルギーの転換へ、新たなエネルギー政策を定めること。
2. 高経年化している原子力発電所の審査基準を厳格化し、原子力発電所の安全を確保すること。
3. 原子力発電所にかかる緊急時計画区域（EPZ）を初めとする安全基準の抜本的な見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 年 日

福井県永平寺町議会

提出先

内閣総理大臣・内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構）・環境大臣・
経済産業大臣・衆議院議長・参議院議長・地元国会議員

以上でございます。

○議長（河合永充君） 提案理由の説明を求めます。

15番、伊藤君。

○15番（伊藤博夫君） 発議第6号、福島第一原発事故を踏まえた安全対策にかかる意見書について提案理由を申し上げます。

本年3月11日に発生しました国内観測史上最大規模の東北地方太平洋沖地震とこれに起因する巨大津波は、幾多のとうとい人命や貴重な財産を一瞬にして奪い、生産基盤をことごとく破壊し、東北地方を中心とした太平洋沖の市町村に未曾有の被害をもたらしました。

永平寺町におきましても、本永平寺町議会におきまして原子力被害への対応に責任を持つ国に対し、事態の早期収束、原因の徹底究明、健康影響対策、情報公開、不安解消に全力で取り組まれるとともに、国内のすべての地域の安全、安心が確保されるよう要請いたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 討論なしと認めます。

採決します。

発議第6号、福島第一原発事故を踏まえた安全対策にかかる意見書の提出についての件を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

～日程第13 陳情第3号 ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等について意見書提出を求める陳情について～

○議長(河合永充君) 次に、日程第13、陳情第3号、ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等について意見書提出を求める陳情の件を議題とします。

本陳情書の写しは皆様のお手元に配付してあります。

陳情書の朗読を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっています本陳情書については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 採決します。

陳情第3号、ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等について意見書提出を求める陳情の件を採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河合永充君) 異議なしと認めます。

よって、本陳情書は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

(午後 時 分 休憩)

(午後 4時01分 再開)

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りいたします。

ただいま金元君外5名から発議第7号、ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等
についての意見書の提出についての件が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ち
に議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ち
に議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発議第7号 ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等についての
意見書の提出について～

○議長（河合永充君） 追加日程第1、発議第7号、ポリオ不活化ワクチンの早急な
導入等についての意見書の提出についての件を議題とします。

議案の朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（南部辰夫君）

発議第7号

ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等についての意見書
の提出について

上記の議案を別紙のとおり、永平寺町議会会議規則第14条の規定によって提
出します。

平成23年9月9日 提出

永平寺町議会議長 河合永充 様

提出者 永平寺町議会議員 金元直栄

賛成者 永平寺町議会議員 長岡千恵子

〃 〃 上坂久則

〃 〃 酒 井 要
〃 〃 上 田 誠
〃 〃 松 川 正 樹

ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等についての意見書

日本では野生株により急性灰白髄症（ポリオ）発症例は、1980年以降報告がありません。しかし現在、年に数人、生ワクチンが原因のポリオ患者が出ています。2010年2月には、生ワクチンからの二次感染による患者発生が報じられていました。

生ワクチン投与を続ける限り、100万人に2～4人のポリオ患者が発生するとWHOも警戒しています。また何よりも危険なのは、人体内で変性して強毒化したポリオウイルスから二次感染や三次感染、つまりポリオ再流行を引き起こしかねないことです。国内でも免疫獲得率の低い世代が親になって、わが子からの感染が懸念されます。

ポリオワクチンを生ワクチンから不活化ワクチンに切り替えれば、被害はほぼ防げます。先進国のほとんどが不活化ワクチンに切り替え、安全性と効果が実証されており、日本は遅れています。

厚生労働省はこの5月26日、不活化ワクチンを早ければ来年度に導入する見通しを示しました。このことは大きな前進ですが「来年度」を待つことなく、次の事項を含めた対策を早急に講じられますよう要望いたします。

記

1. 予防接種制度におけるポリオ不活化ワクチンは、来年度を待つことなく早急に導入すること
1. ポリオ不活化ワクチンの生産体制が整うまで、緊急輸入してください
1. 子どもに必要な予防接種料はポリオ不活化ワクチンも含めて、すべて個人負担のないように、助成すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 月 日

福井県永平寺町議会

《提出先》

内閣総理大臣 厚生労働大臣

以上です。

○議長（河合永充君） 提案理由の説明を求めます。

3番、金元君。

○3番（金元直栄君） 皆さんには、陳情の採択、ありがとうございました。

次に、議会からポリオ不活化ワクチンの早急な導入等についての意見書の提出の件であります。ポリオの問題について言いますと、いわゆる小児麻痺と以前言われました。昭和35年ごろに大流行し、それ以後、生ワクチンが口から接種というんですか、されるようになってきました。日本では昭和53年ごろにポリオがなくなったと言われていますが、世界ではまだなくなっていないということもあるそうです。そういう意味では世界的に人が動く中では予防接種の大事さが訴えられています。

今回のここでの問題についてやりますと、今、世界を見てみますと、ポリオの接種についてはほぼ不活化ワクチンでの接種となっているようであります。日本においてはまだ生ワクチンが接種されているわけですが、この生ワクチンを接種するということは口から接種するわけですから、子供によっては何日かかけて便から排出される。ですからその処理の中で親に感染することがある。私たちがポリオの生ワクチン接種を受けましたが、その抗体がだんだん低くなっていく中でそういうことが起こり得るといことが報じられています。そういうことから、ここにも書いてあるように2010年の2月には二次感染の患者発生が報じられました。また、生ワクチンの投与を続ける限り菌が死んでいるわけじゃないですから、ポリオ患者が何人か発生することも報じられています。

こういう中で、ぜひ不活化ワクチンの活用をということで願ってきましたが、実は厚生労働省もことし5月に、来年度から導入するというので、今、治験を行っているそうであります。この永平寺町でも何人かの子供の親の承諾等を得て治験を行っていると聞いています。今度は4種混合で接種するという日本独自のやつをつくりたいようですが、しかし、来年度ということだけで、いつ導入されるかはまだ決まっていません。

特に子供のいわゆる麻痺に関する障害に関する問題でありますから、できるだけ早く、接種するには適期というのがあるそうです。そういうことを逃すことな

く接種するためには、今は生ワクチンの経口投与というんですか、そういうのがとまっているところでもありますから、ぜひそういう間が抜けることがないように、緊急時には外国から輸入してでも子供のためにやってほしいということでもありますので、ぜひこういう意見書を皆さんのご意見、ご賛同を得て提出したいと思っております。

どうかご賛同をよろしくお願いします。

○議長（河合永充君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 私はこの意見書に対して反対するものではございませんけれども、やはり全国的に見て、また福井県内においてもこのような採択をされた市町村がまだ限られておるということで、時期尚早じゃないかということで、私はこれを賛成するわけにはいきません。だから、できることならば先延ばしをしてほしいというのが私の気持ちでございます。

そしてまた、賛否をとるんでしたら、やはり自席にて棄権をいたします。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

○10番（上坂久則君） ないんじゃない？ 時間の無駄や。

○14番（渡邊善春君） 無駄？ そんなこと。

○議長（河合永充君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

討論なしと認めます。

採決します。

発議第7号、ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等についての意見書の提出についての件を原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり意見書を関係官庁に提出することに決定しました。

○3番（金元直栄君） どうもありがとうございました。

○議長（河合永充君） ただいま別添にてお手元に配りました、9月5日の会議にお

ける小畑君の一般質問の発言について訂正したいので、議長において許可されるよう、会議規則第64条により本日申し出がありました。

よって、議長において許可しましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。

ただいま、小畑君から、9月5日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、不適切発言として、お手元に配りました発言訂正申し出書に記載した部分を訂正したいとの申し出がありましたので許可いたします。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 貴重な議会の時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

去る9月5日の一般質問の内容におきまして、字句の訂正をお願いするものがあります。

内容は、「身障者」を「車いすや介助を必要とする方々」に訂正をお願いするわけでございます。

もとより、身障者を差別しようとしたことではないことは発言内容を聞いていただければわかっていただけるかと思っております。しかし言葉が足らなかったということは、これは謝罪を申し上げます。

私の意図することは、身障者の方も健常者の方も安心して利用していただけることを前提としております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） ただいま、小畑君から、9月5日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、不適切発言として、お手元に配りました発言訂正申し出書に記載した部分を訂正したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

○10番（上坂久則君） 議長。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 私は別に異議を申し立てることじゃなくて、文節の中で入り口を別にするというふうな文節があったので、いわゆる障害をお持ちの方と健常者が入り口を別々にするということが差別につながるのではないんですかというふうな意味やと思うんですけど、別にこれを置きかえればいいというもんじゃなくてね、その辺の言葉、後々大丈夫ですかねという、ちょっと。だから入り口

を別々にするというをやっぱり取り消した上でこういうふうなものを置きかえるということは、私は別に異論はありませんけれども、その辺はどうなんですかね。

別に訂正したいとかそういったことを認めないという意味じゃなくて、全体の文章からいったら、健全者と障害者の入り口を別々にすべきだという形の発言ですから、それは文節そのものをやっぱりちゃんと一度削除した上で改めて置きかえるということのほうが私はいいんじゃないかと思うんですけどね。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 私の意見としましては、やはり身障者の方、いわゆるここで言います車いすや介助を必要とする方々が入る場所は、身障者の方いわゆる介助を必要とする方々が安心して入れるようにしてほしいというのが趣旨でございますので、ここをご理解いただきますように。

○議長（河合永充君） 3番、金元君。

○3番（金元直栄君） これは予算特別委員会の中でも触れたと思うんですが、あの平面図を見る限りでは、デイサービスセンターにあるような特殊浴槽のように感じている人もいるし、いわゆる一般的に障害者も含めて皆さんが入られると、家族も入るということを言われていましたんで、そういう広さがあるんかどうか、あの図面ではわからないような状況もあります。そういう取り違いの中で起きている問題もあるんじゃないかと思うんですね。

だからそこは、やはりきちっとどういうものなのかということを経済にまず示すことが大事で、その論議の上につける必要があると思うんです。現にストレッチャーみたいのに乗られた方が一つの入り口から入ってくると、それは仰々しい、物々しい状況も生まれますので、その辺、基本的な考えに差があるからそういう発言にもなっているのかなと私はとらえていました。

その点、いかがですかね。小畑さん。

○議長（河合永充君） いいですか。何かありますか。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

14番、渡邊君。

○14番（渡邊善春君） 許可するせんというよりも、このことは1番議員からの取り消しということで、やっぱり不適切だったと認めていると思うんですね。不適切だったと思うから訂正してくれと言うたんですね。そして、私がこれは大きな

問題と思うのは、議会開会中、これ同時にケーブルテレビにて全町に放映されておるんですよね。されてもうているんですよね。だからそのことに対して議会としてどのように取り組んでいくのか。やはり放映されてもうた、これからビデオというんですか、によって放映されると思いますけれども、どのような扱いをしていくんかなということなんですね。

放映されてもうたものに対してどうするのかな。やっぱりテレビでどこどこが訂正されましたとかと流すのか、そっちのほうは私は大きいと思うんですけども。

○3番（金元直栄君） 今は本会議流れてるんやで、しゃあない。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午後 4時17分 休憩）

（午後 4時22分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） ご異議なしと認めます。

よって、小畑君からの発言訂正申し出を許可することに決定しました。

～日程第14 閉会中の継続審査の申出～

○議長（河合永充君） 次に、日程第14、閉会中の継続審査の申出についての件を議題とします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、産業建設常任委員会、議会運営委員会、予算特別委員会、議会改革特別委員会、行財政改革特別委員会、議会広報特別委員会、温泉利活用特別委員会、決算特別委員会、消防署統合推進特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて議了しました。

暫時休憩します。

(午後 4時 分 休憩)

(午後 4時 分 再開)

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開いたします。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る8月30日開会以来11日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、会期中、その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願ひ申し上げます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第3回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会のあいさつを受けます。

松本町長。

○町長（松本文雄君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案等につきましては、平成23年度補正予算を初めとする重要案件について慎重にご審議をいただき、そして妥当なご決議を賜り、まことにありがとうございました。

今月2日に新しい内閣が発足いたしました。

今、国民の多くが一日も早い震災の復旧、復興と原子力発電所の事故の収束に向けた対策、そして社会経済状況の立て直しを強く望んでおります。さらには、人口減少時代の本格化、社会情勢の急激な変化や厳しさを増す財政状況など、国と地方公共団体を取り巻く環境も大きく変化をしております。野田総理大臣は震災復興予算の編成に当たり財政再建を旗印に掲げており、財源としての増税や社会保障と税の一体改革での消費税率の引き上げを目指しておりますが、本当の意味での国民生活の向上のために国を挙げて全力で取り組んでいただくようお願いするものであります。

また、現在、町におきましては、このたびの3月11日の大震災や9月3日の台風12号の被害を考えますと、これまでと違った防災の取り組みや対応が求められております。地域防災計画の見直しや自主防災組織協議会の設立、地区別防災訓練の実施、原子力発電所の事故への対応、さらには避難所の指定の見直しなど、住民の安全確保のために防災力の向上と防災意識の高揚、そして危機管理体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

今後の町政の推進に当たっては、これまで以上に住民の声をお聞きしながら住民生活の向上や地域産業に新しい活力を生み出し、町の活性化とすべての町民の幸せのためのまちづくりを進め、行財政改革を積極的に進めながら、また防災や危機対策の体制を強化し、町民が夢と希望を持てる町を築くため最善の努力をしてまいります。健康福祉施設や松岡公園、永平寺口駅周辺につきましても、ご意見をいただきながら実現に向けて着実に整備を進めてまいります。

議員各位におかれましては、健康に十分留意され、ご活躍いただきますようご祈念申し上げます、閉会のごあいさつといたします。

(午後 4時29分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員